

国立大学法人東京農工大学病原性微生物等安全管理規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学病原性微生物等安全管理規程（18教規程第29号）の一部を次のとおり改正する。

現 行	改 正 案	備考
<p>国立大学法人東京農工大学病原性微生物等安全管理規程</p> <p style="text-align: right;">平成18年9月25日 18教規程第29号</p> <p>（目的） 第1条 本規程は、「大学等における研究用微生物の安全管理について（報告）」（平成10年1月 学術審議会特定研究領域推進分科会バイオサイエンス部会）に基づき、国立大学法人東京農工大学（以下「本学」という。）における病原性微生物等の保管及び取扱を安全に行うことを目的とする。</p> <p>（定義） 第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 一～二 省略 三 「病原性微生物実験室」とは、別表1に定めるレベル2及びレベル3の病原性微生物等を用いて実験を行う室をいう。 四 省略</p> <p>第3条 省略</p> <p>（教員等の責務） 第4条 本学における常勤教職員、非常勤教職員、大学院生、研究生、学部学生等及び本学内で研究を許可された者（以下、「教員等」という。）は、実験室及び管理区域内で病原性微生物等を取り扱う場合、労働安全衛生法（策1条、第3条、第22条、第27条）、労働安全衛生規則（第576条、第581条、第585条、第586条、第593条、第624条）、薬事法（第1条、第9条の2、第12条、第13条、第16条）、薬局等構造設備規則（第7条）</p>	<p>（目的） 第1条 本規程は、「<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</u>」（以下「<u>感染症法</u>」という）及び「大学等における研究用微生物の安全管理について（報告）」（平成10年1月 学術審議会特定研究領域推進分科会バイオサイエンス部会）に基づき、国立大学法人東京農工大学（以下「本学」という。）における病原性微生物等の保管及び取扱を安全に行うことを目的とする。</p> <p>（定義） 第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 一～二 省略（現行どおり） 三 「病原性微生物実験室」とは、別表1に定める<u>バイオセーフティレベル（BSL）</u>（以下「<u>レベル</u>」という）2及びレベル3の病原性微生物等を用いて実験を行う室をいう。 四 省略（現行どおり）</p> <p>第3条 省略（現行どおり）</p> <p>（教員等の責務） 第4条 本学における常勤教職員、非常勤教職員、大学院生、研究生、学部学生等及び本学内で研究を許可された者（以下、「教員等」という。）は、実験室及び管理区域内で病原性微生物等を取り扱う場合、労働安全衛生法（策1条、第3条、第22条、第27条）、労働安全衛生規則（第576条、第581条、第585条、第586条、第593条、第624条）、薬事法（第1条、第9条の2、第12条、第13条、第16条）、薬局等構造設備規則（第7条）</p>	

生物学的製剤製造規則（第1条、第4条）、外国為替及び外国貿易管理法（第1条、第48条）、輸出貿易管理令（第1条）、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替管理令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（第2条の2）、検疫法（第1条、第2条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条）、検疫法施行例（第3条）、家畜伝染病予防法（第1条、第63条）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律、郵便法（第12条、第14条、第81条）、郵便規則（第8条）（以下「法令等」という。）に定める事項については、これを遵守するとともに、本規程に適合する方法により実施しなくてはならない。

第5条 省略

（小委員会の業務）

第6条 小委員会は、学長の諮問に応じ、別表1に定める病原性微生物等の実験申請等の審議・承認に関すること、実験室及び管理区域に関すること、及びその他の安全管理に関して必要なことについて調査審議する。

（病原性微生物実験室）

第7条 病原性微生物実験室（以下「実験室」という。）は、別表2に定める安全設備に基づきレベル2及びレベル3に区分する。

2～3 省略

第8条～第10条 省略

（病原性微生物等のレベルの分類）

第11条 病原性微生物等のレベルの分類は、別表1に定める基準に基づき、付表1及び付表2に定めるところによるものとする。

生物学的製剤製造規則（第1条、第4条）、外国為替及び外国貿易管理法（第1条、第48条）、輸出貿易管理令（第1条）、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替管理令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（第2条の2）、検疫法（第1条、第2条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条）、検疫法施行例（第3条）、家畜伝染病予防法（第1条、第63条）、感染症法、検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律、郵便法（第12条、第14条、第81条）、郵便規則（第8条）（以下「法令等」という。）に定める事項については、これを遵守するとともに、本規程に適合する方法により実施しなくてはならない。

第5条 省略（現行どおり）

（小委員会の業務）

第6条 小委員会は、学長の諮問に応じ、別表1から3に定める病原性微生物等及び毒素の実験申請等の審議・承認に関すること、実験室及び管理区域に関すること、及びその他の安全管理に関して必要なことについて調査審議する。小委員会に置かれた安全主任者は、感染症法に基づく特定病原体等の「病原体等取扱主任者」として、立入検査等への立ち会い、教職員及び学生等への教育・訓練を行い、特定病原体等の取扱いに関する適切な指示を行うものとする。

（病原性微生物実験室）

第7条 病原性微生物実験室（以下「実験室」という。）は、別表3に定める安全設備に基づきレベル2及びレベル3に区分する。

2～3 省略（現行どおり）

第8条～第10条 省略（現行どおり）

（病原性微生物等のレベルの分類）

第11条 病原性微生物等のレベルの分類は、別表1に定める基準に基づき、付表1及び付表2に定める。また、特定病原体等の種別

2～3 省略

(実験室の安全設備)

第12条 実験室は、用いる病原性微生物のレベルに応じ、別表2に定める基準に従って必要な設備を備え、運営するものとする。

(病原性微生物等の取扱手続等)

第13条 実験責任者は、別表1に定めるレベル2の病原性微生物等を新たに用いて実験しようとするとき又は新たに保管しようとするときは、予め様式1により、5年を越えない範囲内で学長に申請し、承認を受けなければならない。

2～7 省略

附 則 省略

の分類は、別表2の記載によるものとする。

2～3 省略(現行どおり)

(実験室の安全設備)

第12条 実験室は、用いる病原性微生物のレベルに応じ、別表3に定める基準に従って必要な設備を備え、運営するものとする。

(病原性微生物等の取扱手続等)

第13条 実験責任者は、別表1に定めるレベル2の病原性微生物等を新たに用いて実験しようとするとき又は新たに保管しようとするときは、予め様式1により、5年を越えない範囲内で学長に申請し、承認を受けなければならない。

2～7 省略(現行どおり)

8 感染症法施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)に基づき、別表2に記載された特定病原体等の取扱手続等は、次の各号による。

一 第一種病原体等は、本学が国又は政令で定める法人に含まれないため、所持できないものとする。

二 第二種病原体等は、所持、輸入、譲渡し及び譲受けに先だつて、学長が厚生労働大臣の許可を得るものとする。使用状況に関する記帳を行い、盗難又は紛失は厚生労働大臣に届け出る。また、運搬の際には公安委員会から証明書の交付を受けるものとする。

三 第三種病原体等は、所持した日より7日以内に学長が厚生労働大臣に届け出る。使用状況に関する記帳を行い、盗難又は紛失は厚生労働大臣に届け出る。また、運搬の際には公安委員会から証明書の交付を受けるものとする。

四 第四種病原体等は、厚生労働大臣への届出は不要であるが、保管、使用、運搬、滅菌等に関して、病原体等取扱主任者の確認を受けるものとする。盗難又は紛失は厚生労働大臣に届け出る。

附 則 省略(現行どおり)

別表1 省略(現行どおり)

別表1 省略(現行どおり) (新設) 別表2 (省略)	<u>別表2 新設(別紙のとおり)</u> 別表3 省略(現行どおり)	
---	--	--

附 則 (19 教規程第 35 号)

この規程は、平成 19 年 11 月 5 日から施行し、平成 19 年 6 月 1 日から適用する。